

株式会社マルストランスポーターション  
女性活躍推進法に基づく行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年9月1日～令和11年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：令和11年3月までに、運転業務従業員の所定外労働時間（平均）を、1人当たり年間720時間未満とする。（月/60時間）

<対策>

- 令和6年 9月～ 所定外労働の原因の分析等を行う（毎月）
- 令和6年10月～ 分析を踏まえ対策会議を実施（半年毎）
- 令和6年10月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2：令和11年3月までに、作業業務従業員の所定外労働時間（平均）を、1人当たり年間120時間未満とする。（月/10時間）

<対策>

- 令和6年 9月～ 所定外労働の原因の分析等を行う（毎月）
- 令和6年10月～ 分析を踏まえ対策会議を実施（半年毎）
- 令和6年10月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：令和11年3月までに、事務業務従業員の所定外労働時間（平均）を、1人当たり年間240時間未満とする。（月/20時間）

<対策>

- 令和6年 9月～ 所定外労働の原因の分析等を行う（毎月）
- 令和6年10月～ 分析を踏まえ対策会議を実施（半年毎）
- 令和6年10月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施